

平成 18 年度防災対策の重点(案)

～災害への「備え」を実践する国民運動の展開～

世界有数の災害大国である我が国において、高齢化、都市化・過疎化、情報化など経済社会の変化に伴い災害の態様が変化していくことも懸念される中で、災害から国民の生命、身体及び財産を守ることは、行政の最も重要な役割の一つである。

加えて、個人個人の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等における共助の取組みも減災社会の実現のためには不可欠であることから、国民一人ひとりの防災意識及び地域コミュニティ等の防災力を向上させるべく、国民運動を展開していかなければならない。

このため、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の各段階において、国、地方公共団体、地域コミュニティや民間事業者、個人等が連携して、適切な措置を講じる必要がある。また、現下の厳しい財政状況にあっては、限られた財源を有効に活用し、施策を効率的、効果的に展開する必要があり、地震・津波対策、治山治水対策をはじめとする防災対策については、被害減少に向けた成果目標を設定し、そのために戦略的・重点的に施策を推進しなければならない。

特に、首都直下地震など大規模地震対策については、「地震防災戦略」に基づき、緊急に取り組むべき事項と目標を国、地方公共団体、関係機関、住民等間で共有し、その達成に向け、対策の強化、充実を図る。

このような観点から、平成 18 年度の防災対策については、国民の安全・安心の確保に向け、次の事項を重点的に実施するものとする。

1 「備え」を実践する国民運動の展開

日頃からの備えに努め、災害時には自らの身は自ら守るといった個人の適切な行動が不可欠であり、国民一人ひとりの防災意識や地域コミュニティにおける防災力を向上させる取組みを行う。また、地域において防災の担い手となる自主防災組織等の活動支援や企業の自主的な防災活動を促進する。政府、地方公共団体、民間団体におけるこれらの取組みを、相互に連携を図りつつ積極的に推進する。

(1) 国民の防災意識の向上

- ・ 国民一人ひとり、地域コミュニティ及び企業が災害に対する「備え」を実践できるよう、これらに対して防災に関する正確な知識の更なる普及を図るとともに、防災関係機関と住民等との災害情報の共有化を図る。
- ・ 「総合的な学習の時間」等を活用し、学校と地域住民や地域の各主体が連携した防災教育を推進する。
- ・ 歴史上の被災の経験と国民的な知恵を継承し、共有するための取組みを進める。
- ・ 災害により財産が滅失した場合に備え、各人が事前に保険や共済制度に加入しておくことが重要であることから、地震保険制度等の普及を促進する。
- ・ 洪水、土砂災害、火山、津波等、災害に対するハザードマップ等の作成・活用により、発災時の的確な避難誘導等に役立てる。
- ・ 津波による被害の様相を地形や土地の利用状況別に明らかにし、避難計画への反映など津波防災対策の取組みを促進する。
- ・ 津波からの避難が困難な地域における津波避難ビル等の指定・活用を推進する。

(2) 地域・企業の防災力の向上

- ・ 地域防災計画をより実践的なものとする見直しを行い、そのデータベース化を図るとともに、地方公共団体の防災施策の現状や成果の把握を可能とする防災力評価を促進する。
- ・ 地域の防災リーダーやボランティアコーディネーターの人材育成を目的とした効果的な研修、インターネットを活用した防災教育を実施する。
- ・ 災害ボランティアセンターの円滑な立ち上げ、初動時の資金確保、安全衛生管理等の諸課題について、「防災ボランティア検討会」で検討を深め、活動時の情報共有や有効事例の紹介を充実させるなどボランティア活動の環境整備を促進する。
- ・ 消防団、水防団の体制強化を図るとともに、消防団と企業との連携など企業やNPO等による防災活動への協力体制の確立支援を行う。
- ・ 防災等に幅広く対応する地域安心安全ステーション・ネットワークを創出する「地域安心安全アクションプラン」を推進するなど自主防災組織やコミュニティ等の住民ネットワークを活かして地域の安心・

安全を構築する。

- ・ 地域の防災力を向上させるため、自主防災組織や消防署など関係機関との連携にあたり、中心的な役割を担う「防災コーディネータ」の養成を進める。
- ・ 一人暮らしの高齢者や障害者等の災害時要援護者について、事前に避難支援者を定めておくとともに、災害時に安全かつ迅速に避難できる体制の整備や災害時要援護者の特性に配慮した避難所における支援等を推進する。
- ・ 余震等による二次災害の防止のための情報提供及び応急危険度判定等を円滑に実施するための措置を講じる。
- ・ 地域住民や企業等が日常的に参画する「防災まちづくり」を支援するため、先進事例や助成措置等を紹介するホームページの充実や地域間の交流の取組みを進める。
- ・ 企業の全社的な防災力を向上させるため、事業継続ガイドラインの一層の周知により、事業継続計画（BCP）の策定を促進するとともに、防災に対する企業の取組みの自己チェックや対外PR方策について普及を図る。
- ・ 災害発生直後の初動対応において企業の防災協力が実施されるために必要な体制を整備する。

2 建築物の耐震化の推進

地震の発生に際して、人命に関わる被害を未然に防ぎ、社会的な損失をできるだけ軽減する観点から、住宅や災害時の拠点となる公共施設等の耐震化を推進する。

(1) 住宅等の耐震化

- ・ 住宅その他民間建築物の耐震化を促進するため、所有者の意識啓発を行う。
- ・ 住宅等の耐震化を進める上で障害となっている原因、これを解消する方策等を検討し、地震ハザードマップの整備や耐震診断の実施、さらには相談体制や助成制度、補強や建て替え等を促進する総合的な対策を推進する。また、耐震改修の促進に向けた税制度の整備について検討を進める。
- ・ 住宅性能表示制度の積極的活用等により、住宅の耐震性能等を客観

的に評価し、地震に強い住宅に対する消費者の関心を高め、耐震性の高い住宅ストックの形成を誘導する。

- ・ 災害発生時の周辺建物倒壊等による避難地・避難路・緊急輸送道路等の機能低下を防ぐため、これらの周辺の一般建物の緊急耐震化を促進する。
- ・ 地震時に、建築物の基盤である宅地の安全性を確保するため、宅地の危険度評価や耐震性の向上等を促進する総合的な宅地防災対策を推進する。

(2) 地域の防災拠点となる公共施設の耐震化

- ・ 学校、病院、社会福祉施設等多数の者が利用する施設や市役所、消防本部等の庁舎など災害時の拠点となる施設等の耐震診断、耐震改修を計画的かつ効果的に推進する。
- ・ 地震に対して地域住民が的確な対応をとるためには自宅だけでなく公共建築物の耐震性の把握も不可欠であることから、公共建築物については、耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストを作成し、住民に周知するよう努める。
- ・ 無線設備・非常用電源設備を整備するとともに、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置及び保守点検の実施と的確な操作の徹底等を図る。

3 迅速・的確な防災情報の提供

地震・津波、火山、台風・集中豪雨等に対する観測・予測体制の整備を図るとともに、得られた情報を住民等に伝達することにより被害を軽減する。

科学技術の進展を踏まえ、各種災害に関する研究開発等を進める。また、防災情報システム整備の基本方針（平成15年3月18日中央防災会議決定）に基づき、戦略的・計画的に防災情報システムを整備する。

(1) 防災情報伝達体制の整備

- ・ 最新の科学技術を活用し、地震・津波、火山、台風・集中豪雨等に対する観測・予測体制の整備を図る。
- ・ 地域衛星通信ネットワークと同報系防災行政無線との接続や、携帯電話・テレビの自動起動等により、災害情報等を瞬時に伝達するシス

- テムを構築・普及するとともに、被災地の情報収集体制の強化を図る。
- ・ 沖合を含む、より多くの地点における津波即時観測データを充実し、関係機関で共有するとともに公表する。
 - ・ 住民のみならず観光客等についても適切な津波避難が行われるための方策を推進する。
 - ・ 洪水や土砂災害、高潮等について、浸水予測情報など住民の判断、行動に結びつくわかりやすい情報を提供する。
 - ・ 市町村を中心とした避難勧告の判断・伝達マニュアル作成への取り組みを促進する。
 - ・ 住民に対する防災情報の確実な提供、行政機関の速やかな対応に資するため、中央防災無線、防災行政無線、消防・救急無線、地域衛星通信ネットワーク等の災害通信ネットワークの整備、高度化を進める。
 - ・ 震源に近い観測点で得られた地震波を用いて大きな揺れが到達する前に様々な対応ができるようにするため、海底地震計の設置など緊急地震速報の実用化に向けて取り組む。
 - ・ 東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の観測体制の強化を図る。

(2) 防災情報システム等の整備

- ・ 地震に関する調査研究、火山噴火の予知に関する研究、台風・集中豪雨の予測に関する研究、土石流等各種災害の発生メカニズム・防止対策等に関する研究を推進する。
- ・ 先端科学技術の活用による消防防災技術の高度化、研究開発の積極的推進等により、消火・救急救助活動を高度化するなど、危機管理機能を強化する。
- ・ 被害発生防止、被災者救助等に資するため、ITを駆使した情報システム等の防災科学技術の研究開発等を推進する。
- ・ 各種災害発生時に迅速に正確な情報を収集し、防災関係機関、住民等の共有化を実現するため、総合防災情報システムの整備に向けて、防災情報の共有プラットフォーム、ポータルサイト等の構築を進める。

4 防災関連施設の整備

災害から国民の生命、財産を守るため、各種防災関連施設の整備を推進する。

- ・ 基幹的広域防災拠点をはじめとする防災拠点の整備を進めるとともに、備蓄倉庫等災害応急対策施設の整備を推進し、地域の防災機能の強化を図る。
- ・ 発災時に避難地、避難路等となる道路・公園等の整備を推進するとともに、その周辺区域を含めた建築物の耐震不燃化を推進し、幹線道路等を核とした延焼遮断帯（防災環境軸）や地区防災施設と建築物が一体となった延焼遮断帯の形成を図る。
- ・ 防災上危険な密集市街地を中心に住宅市街地総合整備事業、都市防災総合推進事業等の実施、地域住宅交付金及びまちづくり交付金の活用により災害に強いまちづくりを推進する。
- ・ 大規模災害発生時の広域的な社会経済活動への影響を最小限に止めるため、代替性に配慮した高規格幹線道路、地域高規格道路等の整備を推進するとともに、空港・港湾等の交通拠点へのアクセス道路整備を推進し、道路ネットワーク全体の形成を図る。
- ・ 道路や鉄道等については、必要に応じ速やかに耐震点検を行い、必要な措置を講じる。
- ・ 緊急輸送道路のうち、対策を要する橋梁の耐震補強等の震災対策を実施するとともに、災害時におけるライフラインの安全性・信頼性の向上に資するライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備を推進する。
- ・ 広域的な社会経済活動を支える海上輸送網を確保する耐震強化された国際海上コンテナターミナルの整備、緊急物資輸送を確保する港湾・漁港における耐震強化岸壁等の整備を推進する。
- ・ 放置艇等に対する流出防止策等を講じるとともに、港湾・漁港や河川、海岸における津波防災施設の整備を進める。特に水門、陸閘等については自動化・遠隔操作化等を進める。
- ・ 浸水による二次的被害を軽減するため、海岸堤防、河口部の河川堤防の耐震化を推進する。
- ・ 基幹大河川、浸水被害が頻発している中小河川、緊急度の高い危険地、大規模浸水被害を経験している海岸、決壊のおそれがあり緊急的に整備を要するため池等に重点を置いて治山・治水、海岸、農地防災事業の推進を図るほか、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地盤沈下対策事業等各般の施策を重点的に推進する。
- ・ 電気、ガス、上下水道、通信施設等のライフラインについては、災害に強いシステムとするよう努めるとともに、被災時の早期復旧が可能と

なるよう取組みを進める。

- ・ 空港において、滑走路、誘導路等の液状化対策等を進める。

5 災害応急体制の整備

災害時に迅速かつ適切な救助活動、被災者への支援等が実施できるよう、防災関係機関の体制、指定公共機関等との連携を強化する。特に、大規模災害発生に備えて広域応援体制及び国から地域への支援体制の強化、充実を図る。

また、首都直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を想定した対応策の検討を進める。

- ・ 緊急消防援助隊や警察広域緊急援助隊、自衛隊の災害派遣に必要な要員、装備、資機材等の充実・整備を進めるとともに、東海地震応急対策活動要領等に基づく訓練を充実し、国としてのオペレーション体制を強化する。
- ・ 実動部隊等の体制強化、実践的な訓練の充実を図るとともに、消防団、水防団、自主防災組織等に係る防災用資機材の整備を進める。
- ・ 大規模・特殊災害等に対応するため、高度な技術・資機材を有する部隊を全国的に展開・配備する。
- ・ 被災地での患者の治療、被災地外への患者の搬送に必要な医師等の派遣体制を構築する。
- ・ 被災地の早期復旧のための資機材、人材の応援支援体制の充実を図る。
- ・ 大規模災害発生に対応した政府の災害対策本部と現地対策本部の組織・業務等の標準化や防災担当職員の人材育成、高度な救助隊員の養成等を目的とした効果的な研修や実践的な訓練を推進する。
- ・ 地方公共団体における防災・危機管理専任幹部職員の配置、首長を含めた研修の強化により、地方公共団体における機動的かつ実践的な防災体制の構築を促進する。
- ・ 研究機関、高等教育機関等との連携による図上訓練等の手法の開発や研修プログラム、カリキュラムの調査研究を行う。
- ・ 危険物事故防止対策を推進するとともに、石油タンク等の耐震対策を推進する。
- ・ ケミカルタンカー等危険物積載船の海難事故、石油コンビナート災害その他各種特殊災害対策の充実、強化を図る。

- ・ 利根川破堤等の大規模水害発生時における被害想定公表と総合的な危機管理体制の強化を図る。

6 被災地の復旧・復興支援

被災地の迅速かつ円滑な復旧・復興と、被災者支援を推進する。

- ・ 平成16年台風第23号、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震等、平成16年度災害の被災地の迅速かつ円滑な復旧・復興を推進する。
- ・ 生活関連経費（100万円）の細かな区分等を廃止するとともに、概算払いの限度額を支給限度額（300万円）と同額まで拡大するなどの運用改善を行った被災者生活再建支援制度を一層積極的に活用し、被災者の生活の再建、居住の安定を推進する。

7 国際防災協力の推進

本年1月の国連防災世界会議（兵庫県神戸市）で採択された「兵庫行動枠組」等の成果を具体化するため、インド洋地震津波災害を踏まえた防災体制の強化をはじめとするわが国の防災に関する知識・技術を活かした国際防災協力を積極的に推進する。

- ・ インド洋津波早期警戒体制の構築をはじめとする津波対策の強化に係る技術支援や防災専門家の育成、防災教育の推進等ODAを活用した防災協力のイニシアティブを実践する。
- ・ アジア防災センターを通じて、アジアの防災戦略の推進に主導的に取り組み、各国の防災機関及び防災NGO等との連携を強化しつつ、アジア全体の防災力の向上を図る。
- ・ 災害復興過程における災害に強い国・コミュニティづくりへの支援強化等国际レベルの連携プロジェクトを推進する。
- ・ インドネシアとの首脳間で設置した「防災対策に関する共同委員会」やタイとの消防防災当局間の共同宣言の成果を踏まえた防災協力の実施等、関係省庁が連携した包括的な我が国防災体制の知識、技術の移転、人的交流等を推進する。